

## 川崎市健康福祉局社会福祉法人設立認可審査委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市における社会福祉法人（こども未来局所管の法人を除く）の設立に関する定款の認可（以下「法人設立認可」という。）の事務の公正を期するため、川崎市健康福祉局社会福祉法人設立認可事務取扱要綱（以下「事務取扱要綱」という。）の第8条第2項の規定に従い、審査委員会の設置について必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 川崎市健康福祉局社会福祉法人設立認可審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、健康福祉局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、健康福祉局総務部長をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 健康福祉局医務監
  - (2) 健康福祉局生活保護・自立支援室長
  - (3) 健康福祉局地域包括ケア推進室長
  - (4) 健康福祉局長寿社会部長
  - (5) 健康福祉局障害保健福祉部長
  - (6) 健康福祉局保健医療政策室長
  - (7) 健康福祉局保健所長
  - (8) 健康福祉局医療保険部長

### (委員会の所掌事務)

第4条 委員会は、法人設立認可に係る重要な事項について調査・審議し、事務取扱要綱第4条に規定する基準に照らし瑕疵を認めるときは、健康福祉局総務部企画課担当課長〔事業・法人調整〕に対し改善を求めるものとする。

### (会議等)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長及び副委員長がともに欠ける場合は、出席委員の合議で委員長の職務を代理するものを選出する。
- 4 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催する事ができない。
- 5 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の事務を処理するため、事務局を健康福祉局総務部企画課に置く。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めのあるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。